

令和5年度の実績



◆令和5年度トピックス◆

新型コロナウイルスの感染防止のため、やむを得ず中止・延期・縮小となった事業がありましたが、令和5年5月8日より5類感染症へ移行したことに伴い、オンライン開催だったイベントが対面開催になるなどの変化がありました。

令和5年度の実績

実績
評価

I 安全の確保

1 商品・サービスの安全性確保

(1) 商品等の安全性の調査（経済労働局消費者行政センター） 特に実態調査すべきものはなかった。	◎
(2) 商品に関する各法に基づく立入検査（経済労働局消費者行政センター）	
ア 消費生活用製品安全法に基づく立入検査等 立入検査を実施した結果、特に危害を及ぼす商品は販売されていなかった。	◎
（ア）立入検査 4回（11月1回・12月2回・1月1回）	
（イ）立入店舗数 10店舗	
（ウ）検査機種数 155機種	
イ 電気用品安全法に基づく立入検査等 立入検査を実施した結果、特に危害を及ぼす商品は販売されていなかった。	◎
（ア）立入検査 4回（11月1回・12月2回・1月1回）	
（イ）立入店舗数 8店舗	
（ウ）検査機種数 31機種	
ウ ガス事業法に基づく立入検査等 立入検査を実施した結果、特に危害を及ぼす商品は販売されていなかった。	◎
（ア）立入検査 3回（11月1回・12月2回）	
（イ）立入店舗数 5店舗	
（ウ）検査機種数 6機種	
エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査等 立入検査を実施した結果、特に危害を及ぼす商品は販売されていなかった。	◎
（ア）立入検査 3回（11月1回・12月2回）	
（イ）立入店舗数 7店舗	
（ウ）検査機種数 21機種	
(3) 商品テストの実施（経済労働局消費者行政センター） 調査依頼先	◎
ア 独立行政法人 国民生活センター 0件	
イ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) 0件	
(4) 家庭用品安全対策（健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当・区役所）	◎
ア 試買検査数 120件	
イ 規制対象外家庭用品検査 0件	
(5) 健康リビング対策（健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当・区役所）	◎
ア 相談・調査件数 622件	
イ 衛生講習会 175件	
ウ パンフレット作成 2,000部	

I 安全の確保

令和5年度の実績

実績
評価

- (6) 公園の遊具の安全点検（建設緑政局みどりの保全整備課・区役所）
公園遊具を年2回点検した。

◎

2 食の安全性確保

- (1) 農作物の安全性確保（経済労働局農業技術支援センター）

◎

ア 農作物病害虫防除の手引き作成

農業者に対し 3,000 部配布 (3月)

イ 多摩川梨病害虫防除暦の作成

農業者に対し 160 部配布 (3月)

◎

- (2) 食品衛生に関する監視指導・検査、食中毒等の調査、消費者への情報提供（健康福祉局保健医療政策部
食品安全担当・中央卸売市場食品衛生検査所・区役所）

ア 食品営業施設への立入検査

◎

(ア) 営業施設数 21,427 施設

(イ) 監視指導件数 45,169 件

イ 食鳥処理場への立入検査

◎

(ア) 施設数 2 施設

(イ) 監視指導件数 1 件

ウ 食品等の監視及び検査

◎

(ア) 食品等官能検査件数 76,970 件

(イ) 食品等検査検体数 1,197 検体

(ウ) 主な内訳

a 輸入食品 93 検体

b 残留農薬検査 40 検体

c 組換え DNA 技術応用食品検 21 検体

エ 食中毒調査及び行政処分

(ア) 食中毒発生件数 11 件

◎

(イ) 行政処分件数 4 件

オ 夏期及び年末の食品等一斉監視

(ア) 夏期及び年末の食品等一斉監視

◎

夏期(7~8月)

年末(12月)

営業施設監視指導数 8,578 件

4,490 件

食品等収去検査 194 検体

149 検体

(イ) 食品衛生月間(8月)

懸垂幕・ポスター・ホームページ・デジタルサイネージ等の掲示

a 衛生教育 5 回 140 名

b 監視指導 4,438 件

カ 自主的な衛生管理の推進

◎

(ア) 食品衛生推進員による活動

食品衛生推進員の委嘱 339 名

(令和4年度委嘱 任期：令和4年7月1日~令和6年6月30日)

令和5年度の実績

実績
評価

- (イ) 営業者等に対する研修
- | | | | |
|-----|-----------------------|----------------------|--------------|
| a | 食品衛生責任者実務講習会 | 21回 | (受講者 5,580名) |
| b | その他の衛生教育(健康福祉局実施分を含む) | 51回 | 3,026名 |
| c | 巡回指導実施状況(食品衛生指導員) | 夏期(令和5年7月15日～8月15日) | |
| (a) | 巡回施設数 | 2,614施設 | |
| (b) | 指導員数 | 延べ | 401名 |
| | | 年末(令和5年12月1日～12月28日) | |
| (c) | 巡回施設数 | 2,446施設 | |
| (d) | 指導員数 | 延べ | 401名 |

- キ 消費者への啓発
- 各種講習会等の開催 23回 (参加者 945名)
- 【発令期間(神奈川県)】
- ノロウイルス食中毒警戒情報 令和5年11月6日～令和6年3月31日

(3) 学校給食の安全性確保(教育委員会事務局健康教育課・健康給食推進室)

ア 給食用食材の検査

- | | | | |
|----------------|------|--------|------|
| 検査項目件数(以下項目内訳) | 339件 | (検査食品数 | 92件) |
| (ア) 細菌検査 | 204件 | | |
| (イ) 食物アレルギー検査 | 3件 | | |
| (ウ) 残留農薬検査 | 90件 | | |
| (エ) 産地検査 | 42件 | | |

イ 給食室の環境衛生検査 122校

- (ア) 外観検査(施設整備及び管理状況)
- 調理室、食品の取扱、排水及び周囲の状況、帳簿書類、その他
- (イ) 給食室の環境検査(室温、湿度、照度)
- (ウ) 食器具類の洗浄状況(デンブン、脂肪性残留物検査)
- (エ) 食器具類の消毒状況(一般細菌及び大腸菌群検査)
- (オ) 保存食の保存状況

ウ 配膳室の環境衛生検査 48校

- (ア) 外観検査(施設整備及び管理状況)
- 配膳室、食品の取扱、帳簿書類、その他
- (イ) 配膳室の環境検査(室温、冷蔵庫の温度等)

エ 給食従事者等への啓発

研修会を開催し、食中毒発生防止や食品の安全に関する正しい知識について講習をする。

【衛生管理研修会】

- (ア) 対象 学校給食調理員、栄養教諭・学校栄養職員
- (イ) 内容 講演・学校給食における衛生管理について

(4) 保育園給食の安全性確保(こども未来局保育・子育て推進部)

ア 調理従事者の衛生管理

調理従事者だけでなく、子どもにかかわる保育者すべて、毎月定期的に検便による細菌検査を実施。

(ア) 月平均 937件

(イ) 年延件数 11,243件

◎

イ 食品の安全衛生管理

保育園ごとに納品業者と年度分の請書を交わし、納入食材に関する仕様を確認。

事業者に対し従業員の検便や製品の自主検査を依頼し、提出のあった実施結果については各園にて保管。

食品の生産地、製造元、製造年月日等の情報を各園にて記録。

◎

ウ 給食施設・設備の衛生管理

業務委託による害虫防除の実施(2回)

(ア) 前期 6月中旬～7月下旬 保育園 21箇所

(イ) 後期 11月中旬～12月中旬 保育園 21箇所

◎

エ 給食担当者食品衛生研修会(食品衛生責任者実務講習会認定研修)

(ア) 実施月 6月20日(火)～30日(金)(動画配信期間)

(イ) 対象 市内保育所等施設給食担当者・その他受講を希望する市内保育所等施設関係職員

(ウ) 参加者 497名

(エ) 講師 川崎市健康福祉局保健医療政策部食品安全担当 食品衛生監視員

(オ) 内容 食品衛生に関する最新情報、保育園給食における衛生管理について

◎

(5) 水道水の安全性の確保(上下水道局水道水質課)

「水質検査計画」を策定し、これに基づき水源から給水栓までの水質検査を実施し安全を確保。

ア 水道水の毎日検査

水質自動測定装置により、水道水の色及び濁り並びに消毒の残留効果について検査を実施。

すべての検査地点(20か所)において色及び濁り並びに消毒の残留効果に異常は見られず良好。

イ 水道水の水質基準に係る検査

毎月、市内給水栓にて水道水が水質基準に適合していることを確認。

すべての検査地点(11か所)において水質基準の適合率100%。

◎

◎

3 監視指導(健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当、区役所)

(1) 環境衛生関係営業施設に対する監視指導

旅館業、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所、プール、温泉等の営業施設の監視指導を行い、衛生・安全の確保に努めた。

監視指導延べ施設数 2,708件

◎

(2) 専用水道及び簡易専用水道に対する監視指導

ア 専用水道

立入検査延べ施設数 24件

イ 簡易専用水道

立入検査延べ施設数 197件

◎

令和5年度の実績

実績
評価

(3) 小規模水道及び小規模受水槽水道に対する監視指導

ア 小規模水道

立入検査延べ施設数 15件

イ 小規模受水槽水道

立入検査延べ施設数 101件

◎

4 商品廃棄に係る汚染防止（環境局廃棄物政策担当）

(1) 廃家電製品に関する汚染防止

市内で排出される家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、専門の処理業者による再商品化及び特定フロン回収を行い、それ以外の家電製品については、適正処理を推進することにより、商品廃棄に係る環境汚染を防止した。

◎

(2) 使用済み乾電池に関する汚染防止

処理量 309トン

◎

(3) 蛍光管に関する汚染防止

処理量 20トン

◎

5 放射性物質等に対する安全性確保

(1) 食品等の検査（健康福祉局保健医療政策部食品安全担当・中央卸売市場食品衛生検査所・区役所）

市内を流通する食品 23検体

◎

(2) 学校給食の安全性確保（教育委員会事務局健康給食推進室）

ア 給食用食材の放射能検査及び検査結果の公表

給食で使用する予定の国内産食材を事前にサンプル的に抜き取り、放射性セシウム134・137について放射能検査を実施し、その結果を本市のホームページに掲載。

検査食品数（国内産食材） 43件

◎

イ 給食の食材の産地公表

給食で使用する予定の食材の産地を使用する月の前月末までに、公益財団法人川崎市学校給食会のホームページに掲載。

◎

(3) 水道水中の放射性物質等検査（上下水道局水道水質課）

上下水道局長沢浄水場の水道水及び水道原水について、3か月に1回放射性セシウム及び有機フッ素化合物を検査して結果を本市のホームページに掲載。

ア 検査回数

4回

イ 検査結果

(ア) 放射性セシウム 全て不検出（1Bq/kg未満）

(イ) 有機フッ素化合物 定量下限値（5ng/L）未満※

※有機フッ素化合物（通称:PFAS）の代表的な物質である、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の合計値

◎

◎



II 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止

1 表示・包装の適正化

- (1) 表示（単位価格）の基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ◎
対象品目の表示（単位価格）について、特に問題が認められなかった。
- (2) 包装（消費者包装）の基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ◎
対象品目の品質表示について、特に問題が認められなかった。
- (3) 過剰包装の自粛（環境局減量推進課） ◎
市内の大手スーパー・ショッピングセンター・商店街等の店舗に対し、過剰包装自粛及びレジ袋削減の推進への協力を要請した。
実施件数 約 2,000件
- (4) 食品表示の適正化の推進（健康福祉局保健医療政策部健康増進担当・食品安全担当・中央卸売市場食品衛生検査所・区役所） ◎
ア 食品表示法に基づく監視指導
 - (ア) 表示検査件数 115,282件
 - (イ) 指導数（口頭説諭等） 170件
 - (ウ) 指示・命令 0件
 イ 健康増進法及び食品表示法に基づく適正化の推進 ◎
 - (ア) 栄養成分表示事前相談 25件
 - (イ) 栄養成分表示望ましい表示への助言 2件
 - (ウ) 栄養成分表示違反指導 9件
 - (エ) 虚偽・誇大広告事前相談 0件
 - (オ) 虚偽・誇大広告違反指導 1件
- (5) 包装食品の表示基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ◎
対象品目の品質表示について、特に問題が認められなかった。
- (6) 自動販売機の表示基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ◎
対象となる自動販売機の設置について、特に問題は認められなかった。
- (7) アフターサービスの基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ◎
対象品目の保証表示について、特に問題が認められなかった。

令和5年度の実績

実績
評価

(8) 家庭用品の品質表示の立入検査（経済労働局消費者行政センター）

対象品目、93品目のうちの一部について立入検査を実施したが、特に注意が必要な店舗はなかった。

ア	立入検査	4回（11月1回・12月2回・1月1回）
イ	立入店舗数	12店舗
ウ	検査品目数	38品目

◎

2 計量の適正化（経済労働局消費者行政センター）

(1) 特定計量器（はかり・分銅等）の定期検査

特定計量器定期検査実績

検査戸数	検査機器数	適正機器数	適正率(%)
1,019	3,277	3,225	98.4

◎

(2) 特定計量器（はかり・各種メーター類）の立入検査等

立入検査等実績

	事業者数	検査等件数	適正件数	適正率(%)
はかり	57	300	269	89.6
有効期間のある 特定計量器	37	727,686	726,544	99.8
合計	94	727,986	726,813	99.8

※有効期間のある特定計量器：電気・水道・ガスメーター・燃料油メーターなど

◎

(3) 商品量目立入検査

立入検査実績

事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)
57	2,274	2,259	99.3

※全国一斉量目立入検査、大規模生産事業所立入検査、他（臨時）

◎

(4) 商品量目試買検査

試買検査実績

事業者数	検査件数	適正件数	適正率(%)
4	80	80	100.0

◎

(5) 計量展示室の公開

来場者数 約 80人

◎

II 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止

令和5年度の実績

実績
評価

(6) 適正計量の普及・啓発

市内事業所の計量管理及び品質管理の推進を図るため、計量管理強調月間運動の展開、講演会及び研究発表会等を実施した。

ア	計量管理強調月間運動	11月1日～30日
イ	正量取引強調月間運動	7月・12月
ウ	計量管理推進大会 受講者	27人
エ	計測技術講習会 受講者	16人
オ	計量教室	25人
カ	講演会	1回
キ	工場・施設見学会	1回
ク	機関誌「川崎計管」の発行	3回

①

3 不適正な取引行為の禁止（経済労働局消費者行政センター）

(1) 事業者との情報交換及び改善の推進

事業活動の適正化に向けて、販売事業者等との情報交換を行うとともに必要に応じて法令等の遵守を求めた。

②

(2) 不適正な取引行為の禁止

神奈川県・3政令市による事業者指導担当者会議に出席し、情報収集・情報交換や協議を行った。

③

(3) 広域的な被害拡大防止及び未然防止

近隣自治体及び関係機関との連携により、広域的な消費者被害の未然防止及び拡大防止に努めた。

④

令和 5 年度の実績

実績
評価



Ⅲ 生活必需物資の確保及び価格の安定

1 生活必需物資の確保及び価格の安定

(1) 生鮮品等の安定供給の確保（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課）

優良出荷者表彰

表彰者数	16 団体
ア 青果部	7 団体
イ 水産物部	4 団体
ウ 花き部	5 団体（個人を含む）

◎

(2) 新たな産地開拓や市場活性化に向けた取組（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課）

産地開拓や市場の活性化に役立てることを目的として、市場内事業者と協力し、市場に関するPRパンフレットを作成した。

作成部数 5,000部

◎

(3) 市内産農産物の地産地消の推進（経済労働局農業振興課）

市内産農産物「かわさきそだち」を利用した料理教室や、イベント等における広報物の配布等によりPR活動を行い、地産地消の推進を図った。

◎

◎

(4) 価格動向等の調査（経済労働局消費者行政センター）

生活必需物資の価格動向及び需給状況について、特に問題は認められなかった。

◎

2 災害緊急対策

(1) 生活必需品の提供確保（経済労働局消費者行政センター）

ア 市内のスーパー等と締結している「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」に基づき供給体制の確認を行った。

イ 生活協同組合の協力を得て「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の実効性を高めるため、締結団体と情報伝達訓練を行った。

ウ 神奈川県牛乳流通改善協会と「災害時における牛乳等の供給協力に関する協定」に基づき、供給体制の確認を行った。

エ 大手コンビニエンスストアと締結している「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、供給体制の確認を行った。

◎

◎

◎

◎

III 生活必需物資の確保及び価格の安定

令和5年度の実績

実績
評価

(2) 飲料水の供給（上下水道局水道管理課）

ア 震災時の飲み水の確保のため、地震に強い水道管の整備を進めるとともに、整備が完了した応急給水拠点に加え、配水池、配水塔や供給ルートの耐震化が完了した市立小中学校等の開設不要な応急給水拠点を25箇所整備した。

イ 地域住民参加による応急給水訓練を計16回実施し、訓練実施区の応急給水拠点の確認や給水タンク車等から応急給水資器材を立ち上げての給水訓練を行い、防災意識の高揚を促した。

ウ 自主防災組織等が災害対策用貯水槽の設置されている応急給水拠点を開設するに当たり必要となる技能を修得・維持するため、組立て・給水研修を9回実施した。

エ 自主防災組織等が配水池・配水塔を活用した応急給水拠点を開設するに当たり必要となる手順等を理解するため、開設不要型応急給水訓練を4回実施した。

(3) 備蓄物資等の整備（危機管理本部危機対策部）

ア 備蓄生活用品の購入等

哺乳瓶用乳 1,500本

イ 備蓄食料品の購入

(ア) アルファ化米（わかめ御飯） 57,550食

(イ) アルファ化米（おかゆ） 10,800食

ウ 備蓄飲料水の購入

飲料水（500ml） 34,440本

エ 粉ミルク等の購入

(ア) アレルギー対応粉ミルク（850g） 176缶

(イ) 通常の粉ミルク 252箱

(ウ) 液体ミルク 1,344本

オ 防災資器材燃料の購入

(ア) 10入りガソリン缶詰 0缶

(イ) ガスボンベ 0本

(4) 防災に関する情報（危機管理本部危機管理部）

ア ぼうさい出前講座

防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図ることを目的とし、ぼうさい出前講座を実施した。

(ア) 実施回数 126回

イ 各種防災啓発冊子の発行

(ア) 備える。かわさき 40,000部

(イ) 防災マップ 18,500部

(ウ) 備える。かわさき（マガジン） 2,400部

令和 5 年度の 実績



IV 苦情の処理及び被害の救済

1 消費生活相談の充実（経済労働局消費者行政センター）

消費生活相談については、消費生活相談員業務委託の安定した運営により効率的かつ的確な相談体制の充実を図った。

(1) 消費生活に関する相談窓口

	令和 5 年度	令和 4 年度
相談件数	11,011件	10,828件

(2) 消費生活相談員への助言等の充実

法律的・専門的な知識が必要とされる消費生活相談に対して、弁護士のアドバイスを受けながら相談を実施できる体制を築くことにより、相談窓口の高度化を図った。また、消費生活相談に必要な知識習得や相談事案処理能力の向上のための研修を充実させ、消費生活相談員の資質の向上を図った。

ア 専門的アドバイス

(ア) 弁護士の来所による助言	36 回
<u>(イ) 霊感商法を含む悪質商法等の弁護士の来所による助言</u>	<u>5 回</u>
(ウ) 弁護士による電話での簡易な助言	通年

イ レベルアップ研修

(ア) 弁護士を講師とする苦情処理の研修会	3 回
<u>(イ) 霊感商法を含む悪質商法等に関する弁護士を講師とする研修会</u>	<u>2 回</u>
(ウ) レベルアップ研修	2 回
(エ) 研修参加支援	78 回（延べ207人）

(3) 特別相談の実施

ア 「若者特別相談(若者トラブル188)」の実施

「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」の開催中、「若者トラブル188」を実施し、2日間で13件(20歳～29歳13件、20歳未満0件)の相談を受け付けた。

イ 「高齢者被害特別相談」の実施

関東甲信越ブロックの自治体・消費者団体・独立行政法人 国民生活センターで同時実施、2日間で23件の相談を受け付けた。

ウ 「多重債務者特別相談会」の実施

多重債務者相談強化キャンペーン2023の期間に合わせ、県・神奈川県弁護士会・県司法書士会と共催で実施し、弁護士による法律相談と生活再建支援相談員による生活再建支援相談を実施した。

エ 霊感商法を含む悪質商法等に関する特別相談会の実施

霊感商法を含む悪質商法等に関する特別相談会を実施し、弁護士による法律相談を実施した。

(4) 外国人市民等の被害救済に向けた関係機関との連携

川崎市国際交流センター等の関係機関と連携して外国人市民等に係る相談に対応した。

IV 苦情の処理及び被害の救済

令和5年度の実績		実績 評価
(5) 緊急特別相談の実施 緊急特別相談の必要性が認められなかったため、実施を見送った。		◎
(6) 危害・危険情報の収集 独立行政法人 国民生活センター等の関係機関に危害情報を迅速に提供した。		◎
(7) 重大事故等の通知 消費者安全法に規定する重大事故等について消費者庁に14件通知した。		◎
(8) 関係機関との連携 多重債務相談担当者連絡会 1回		◎
(9) 消費生活相談のデジタル化の推進 LoGo フォーム（川崎市簡易版電子申請サービス）を活用した相談資料の受信件数 月平均約140件		◎
(10) 消費生活相談におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）への対応 国のDXの進捗について状況把握を行い、基盤システム等の見直しに応じた本市システム化の調整・検討を行った。		◎
2 被害の救済（経済労働局消費者行政センター）		◎
(1) 苦情処理のあっせん・調停等		
ア 苦情処理部会の開催 令和5年11月8日（水）		
イ 議 題		
・ 部会長等の選出		
・ 消費生活相談における解決苦慮事例について		
(2) 消費者訴訟の援助 消費者訴訟の費用援助の対象となる案件はなかった。		
(3) 被害の救済に向けた関係機関との連携 関係機関との連絡会議に出席し、情報収集・情報交換を行い、消費者の被害救済にむけて連携の強化を図った。		
ア 消費生活相談担当者会議 8回		
イ 消費者被害拡大防止連絡会議 4回		
ウ 消費者問題懇談会 1回		
エ 事業者団体等との懇談会 2回		
オ 神奈川県警察本部及び市内8警察署との連絡会議 1回		



V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進

1 市民に向けた効果的な情報発信

(1) 消費生活に関する情報の提供（経済労働局消費者行政センター）

ア 消費生活相談や消費生活に関するリーフレット等の作成及び配布

リーフレット、冊子を作成し、市の施設、学校、地域団体及び企業に配布した。

(ア) リーフレット

a 消費者行政センターしおり 10,000部

(イ) 冊子類

a 消費生活安心ガイド 20,000部

b 令和5年度版 消費者支援協定のご案内 1,400冊

c 消費生活相談事例集 900冊

イ 「くらしの情報かわさき」の発行

(ア) 発行部数・回数 各7,000部 4回

(イ) 特集記事

a 春号 消費者行政センターのご案内

b 夏号 お金の話や、クリックする前には必ず「さしすせそ」!

c 秋号 年末に向けて、掃除と点検で製品事故を防ごう!

d 冬号 ちょっと待った! サプリ選びの7つの罠

ウ 「消費生活相談月報」などの発行・公表

(ア) 「消費生活相談月報」の公表

毎月の消費生活相談件数・内容等について、ホームページに掲載した。

(イ) 「消費生活相談年報」の発行（「消費者行政事業概要」と合冊）

a 発行部数 150部

エ ホームページ、メールマガジン等による消費者被害防止啓発

消費者行政センターのホームページに適宜情報を掲載した他、「かわさき消費生活メールマガジン」により、消費生活相談事例、消費生活関連情報、講座やイベント等の情報を適宜配信した。

(ア) 配信回数

a 定期配信（1か月に1回） 12回

b 号外配信 13回

(イ) 登録者数（令和6年4月1日現在）

2,718件

オ 悪質商法広報事業

霊感商法を含めた悪質商法対策に係る15秒の啓発動画を作成し、JR南武線トレインチャンネル、Yahoo!ディスプレイ、YouTube エリア広告、ラジオCM、劇場広告、デジタルサイネージ掲出、啓発物配布等を実施。

V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進

令和5年度の実績

実績
評価

カ 消費者行政センターによる情報発信

「消費者行政事業概要」を発行し、区役所や図書館、市内消費者団体等へ配布するとともに消費者行政センターホームページでも公表した。

発行部数 150部

◎

キ 消費生活情報の発信

総務企画局シティプロモーション推進室（FM K-City）と連携し、毎月1回、年間を通じて相談事例の紹介、イベントや講座等の案内をかわさきFMで放送した。

シティプロモーション推進室と連携し、「アゼリアビジョン」で情報提供を実施した。

健康福祉局地域包括ケア推進室と連携し、「川崎市地域包括ケアシステムポータルサイト」で情報提供を実施した。

公益財団法人川崎市生涯学習財団と連携し、「かわさきの生涯学習情報」で情報提供を実施した。

◎

(2) 街頭啓発による消費者被害の防止（経済労働局消費者行政センター）

街頭キャンペーンを実施し、市内主要駅周辺やイベント会場において、市民に対し啓発物等を配布し、悪質商法被害防止について呼びかけた。昨年度に引き続き、経済労働局労働雇用部が行う街頭労働相談、健康福祉局総合リハビリテーション推進センターが行う自殺予防キャンペーンの場、市主催行事等で啓発物の配布を行った。

ア 街頭キャンペーン 1回

イ 街頭労働相談 6回

ウ 自殺予防キャンペーン 1回

エ 市主催行事 8回

オ その他 9回

計25回

◎

(3) 消費者行政センターの情報の充実（経済労働局消費者行政センター）

資料展示・閲覧コーナー

消費者行政センターに資料展示・閲覧コーナーを常設し、消費生活に関連する図書やDVDの収集に努め、来所者へ消費生活情報を提供できる体制を整備した。

◎

(4) 消費者支援強調月間の実施（経済労働局消費者行政センター）

消費者支援強調月間の11月に各種の行事を開催した。

ア 特別講演会

(ア) 開催日：令和5年11月22日（水）

(イ) テーマ：「消費者トラブル最前線」～地域の見守りの現場から～

(ウ) 会場：川崎市総合自治会館 大ホール

(エ) 参加者：40名

イ アゼリア地下街広報コーナーでの啓発 12日間

◎

(5) 「かしこい」消費者の育成に向けた講座の実施（経済労働局消費者行政センター）

消費生活に関する知識を普及し、地域課題や消費者問題等に主体的に対応・活動できる消費者の育成を行うため、かしこい消費者講座を実施した。

ア かしこい消費者講座 3回

(ア) テーマ：a インターネットでの消費者被害、b 節電・省エネ術、c 相続・遺言

(イ) 会場：川崎市総合自治会館

(ウ) 参加者：延べ 112名

◎

令和5年度の実績

実績
評価

(6) 消費者団体等による消費生活展の開催（経済労働局消費者行政センター）

◎

市内で活動する消費者団体の日頃の研究成果や活動内容を発表・掲示し、地域の消費者に対し消費生活に関する知識の普及を図るため、展示やクイズラリーを行った。

ア 開催日時：令和5年10月29日（日）10：30～15：30

イ 会場：JR武蔵溝ノ口駅南北自由通路

ウ テーマ：SDGsで未来へつなごう

エ 参加団体：消費者団体 7団体

(7) 消費者市民社会の実現に向けた広報の実施（経済労働局消費者行政センター）

◎

消費者市民社会・成年年齢引下げに係る15秒の啓発動画を作成し、YouTube 広告、Yahoo!ディスプレイ広告での配信、市内の教育機関及び公共施設等でのポスター掲出、Web でのプレスリリース、市内のデジタルサイネージ等を活用した広報を行い、持続可能な社会を築くための消費行動等について周知した。

動画放映場所	放映日程	期間
市公式YouTubeにて公開	令和5年12月22日～ 令和6年1月31日	1か月間
YouTube 広告、Yahoo!ディスプレイ広告配信	令和5年12月22日～ 令和6年1月31日	1か月間
NewDays ビジョン（JR武蔵小杉駅・JR川崎駅）にて放映	令和6年1月1日～31日	1か月間
市内デジタルサイネージ（アゼリアビジョン、公共施設のサイネージ等）	随時	

◎

(8) 地域社会における地球温暖化対策等啓発の実施（環境局脱炭素戦略推進室）

「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、地域社会において省エネの推進、再生可能エネルギーの普及やエコドライブの推進等、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を促す取組を推進した。

地域の市民等への普及啓発や支援策などを引き続き実施し、「スマートライフスタイル」への転換を促進していくことで、地球温暖化対策へ繋げた。

また、周辺自治体と連携し、啓発キャンペーンを実施した。

ア 「第12回スマートライフスタイル大賞」表彰式

(ア) 開催日 令和5年10月18日（水）

(イ) 場所 川崎市役所第4庁舎 ホール

(ウ) 内容 市民や事業者等の省エネ・節電等のCO2削減に貢献する優れた取組を表彰し、普及啓発を実施した。

(エ) 表彰数

a 最優秀賞 3件

b 優秀賞 2件

c 奨励賞 8件

イ 九都県市「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーン

(ア) キャンペーンテーマ 「つづけよう」「ひろげよう」省エネ・節電

(イ) 期間 令和5年5月1日～令和6年4月30日（通年）

(ウ) 内容 省エネ・節電などを含めた地球温暖化対策の取組について、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が自ら率先して行動するとともに、広く住民や事業者の皆様にも協力を呼びかけた。

V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進

令和5年度の実績

実績
評価

- (9) 健康な食のあり方等を学ぶ機会・情報の提供（健康福祉局保健医療政策部健康増進担当）
 「第4期川崎市食育推進計画」目標達成のための取組
 ア 各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）でバランスのよい食生活普及等のための講習会の開催やイベントにおける普及啓発等の実施
 イ 本市独自発行のリーフレットを作成し、各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）等で配布して、情報を提供した。
 ウ 食育月間（6月）と食生活改善普及運動月間（9月）に各区役所等でパネル展示等による食育に関する啓発を実施した。 ◎
- (10) 消防に関する情報の提供
 ア 火災予防広報業務（消防局予防課） ◎
 春・秋の火災予防運動の実施、火災予防広報ポスターの掲示、パンフレット・チラシの配布、ホームページにおける広報等を通じて火災予防を呼びかけた。
 (ア) ポスター 約 10,200 枚作成
 (イ) パンフレット・チラシ 約 50,700 枚作成
 イ 火災予防相談業務（消防局予防課） ◎
 火災予防業務全般、消防用設備等の設置、維持管理等についての相談業務を行った。
 相談業務 約 8,900 件（約17,800名）
 ウ 住宅防火対策の推進（消防局予防課） ◎
 全ての住宅に義務付けられた住宅用火災警報器の設置について効果的な普及啓発をするとともに、住宅防火対策普及啓発資料等を配布する等、住宅火災による死者のより一層の低減を図った。
 住宅用火災警報器が条例どおり設置されている割合 85.8%
 エ 不適正販売等の防止対策（消防局査察課） ◎
 消火器等の不適正販売及び消防用設備等の不適正点検について、火災予防運動、各種会議・イベントの実施時、ホームページ等において注意喚起を行い、不適正販売等の防止対策の推進を図った。
- (11) 住宅に関する情報の提供（まちづくり局住宅整備推進課）
 ア 住宅相談窓口 ◎
 川崎市住宅供給公社ハウジングサロン
 相談実績
 (ア) 住宅相談 242件
 (イ) マンション管理相談 423件
 イ アドバイザー派遣制度（派遣相談） ◎
 川崎市住宅供給公社ハウジングサロン
 (ア) 住宅相談 6件
 (イ) マンション管理相談 31件
 ウ マンション管理基礎セミナー（2回実施） ◎
 (ア) 令和5年度 第1回マンション管理基礎セミナー
 「長期修繕計画と大規模修繕工事について」 申込人数158人
 事前申込制会場開催・YouTubeによる視聴期間限定での動画配信を実施
 （令和5年10月11日～令和5年10月24日）

令和5年度の実績

実績
評価

- (イ) 令和5年度第2回マンション管理基礎セミナー
「適正な理事会運営について」～マンション管理センターに寄せられた相談事例から～ 申込人数
100人
事前申込制会場開催・YouTubeによる視聴期間限定での動画配信を実施
(令和6年3月25日～令和6年3月31日)

◎

エ 住まい・まちづくり講習会(2回実施)

- (ア) 第1回(令和5年10月15日実施)
各方面の専門家を講師に招き、相続登記の義務化や法改正のポイントや対処法、解体工事の流れと注意点などを紹介するセミナーを会場とオンラインを併用して実施 会場来場: 22人
オンライン参加: 15人
(イ) 第2回(令和6年1月14日実施)
各方面の専門家を講師に招き、実家・空家の解体工事の進め方などすまいの終活のために知っておきたい情報や高齢期の住まいリフォーム事例や助成制度などを紹介するセミナーを会場とオンラインを併用しての実施 会場来場: 15人 オンライン参加: 12人

◎

- (12) 市場体験による食育・花育の実施(経済労働局中央卸売市場北部市場業務課)
講習会・講座【北部市場】

- ア およこ花育教室 4回/年197人
(フラワーアレンジメント・模擬せり体験等)
令和5年7月29日(土)、令和5年11月25日(土)に午前午後の部で計4回開催した。
イ およこ食育講座 1回/年23人
令和5年10月28日(土)に1回開催した。

2 様々な場やライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進

① 地域社会・全世代

◎

- (1) 地域の団体等に対する講座の実施(経済労働局消費者行政センター)
地域の中で消費生活に関する多様な分野における消費者教育を推進するため、くらしのセミナー(出前講座)を開催した。

- ア 開催回数 67回
イ 参加者 1,931名
(ア) 「落語」で学ぶ悪質商法 25回
(イ) 悪質商法に気をつけよう! 16回
(ウ) 安全ですか?あなたの食卓 6回 など

◎

- (2) 地域における消費者被害の未然防止(経済労働局消費者行政センター)
地域における消費者被害を未然に防止するため、町内会・自治会等と連携し、相談事例チラシの配布等による注意喚起を行った。
配布枚数 5,700部

◎

- (3) ふれあい出張講座等による環境教育・環境学習の実施(環境局減量推進課)
ふれあい出張講座 146回

V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進

令和5年度の実績		実績 評価
<p>(4) ごみ減量、リサイクルへの意識啓発の推進（環境局減量推進課）</p> <p>ア ごみ減量化・リサイクルに向けた普及啓発活動の実施</p> <p>（ア） 3R推進講演会の開催 令和5年10月12日に高津市民館において講演会を実施</p> <p>（イ） ごみの出し方冊子の配布 111,500部</p> <p>（ウ） 「ごみゼロの日」啓発キャンペーン 令和5年5月30日に市内主要駅周辺において実施</p> <p>イ 分別排出の徹底 「資源物とごみの分け方・出し方」のパンフレットの配布に加え、「資源物のゆくえ」や「ミックスペーパー・プラスチック製容器包装の分別」等のチラシの作製、「川崎市ごみ分別アプリ」の分別データベースの適宜更新、「3R情報」を発信するX（旧ツイッター）を活用することで、市民に対して分別ルールの徹底及び排出マナーの向上について広報し意識の啓発を図った。</p> <p>ウ 生ごみ処理機等購入費への助成 助成基数 378基</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>
② 地域社会・高齢者・障害者		
<p>(1) 啓発冊子等による消費者被害防止（経済労働局消費者行政センター） 「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」に参加し、高齢者に対して被害の未然防止を呼び掛けた。</p> <p>ア ポスター 200枚</p> <p>イ リーフレット 3,000部</p>	<p>◎</p>	<p>◎</p>
<p>(2) 地域包括支援センター等との連携による消費者被害防止（経済労働局消費者行政センター） 地域の高齢者等を消費者被害から守ることを目的に、地域包括支援センター等高齢者を見守る側を対象とした講座を実施し、消費者行政センターに寄せられた消費者相談の事例、問題点、課題について説明し、関係機関との連携を図った。</p> <p>ア 開催実績</p> <p>（ア） 開催場所： 各区役所等</p> <p>（イ） 参加者： 各区職員、地域包括支援センター職員、警察官、民生委員、高齢者住宅相談員</p> <p>（ウ） 開催回数： 10回</p>	<p>◎</p>	<p>◎</p>

令和5年度の実績

実績
評価

(3) 講座の実施による消費者被害防止（経済労働局消費者行政センター）
市内の就労移行支援事務所及び就労継続支援B型事業所の通所者を対象に、障害者向け消費者教育講座を実施した。

◎

ア 開催日：令和5年12月18日（月）／令和5年12月21日（木）／令和6年1月11日（木）
令和6年1月23日（火）／令和6年1月24日（水）

5事業所で実施

イ テーマ：知っておこう！消費者トラブル 消費者トラブルのよくある事例と対処法

ウ 実施方法：各事業所で対面実施

エ 参加者：13名／6名／6名／18名／4名

(4) 高齢者や障害者等の見守り情報の提供（経済労働局消費者行政センター）

◎

ア 警察、市、消費生活相談員による「消費生活相談に関する連絡会議」を開催し、情報交換を行った。

開催日：令和5年11月2日（木）

イ 地域包括支援センターのセンター長会議や介護・福祉関係者の会合等における見守り情報提供センター長会議（各区） 計7回

その他、介護・福祉関係者の会合等 3回

(5) 高齢者や障害者等消費者被害防止を目的とした啓発物作成（経済労働局消費者行政センター）

◎

消費者被害の未然防止・早期発見のため、高齢者や障害者、その見守り関係者と地域の高齢者に向けて、啓発物を作成、配布した。

ア 訪問販売お断りシール 4,500 枚

イ 絆創膏 2,200 枚

ウ 除菌ティッシュ 6,000 個

(6) ホームページ、メールマガジン等による消費者被害防止啓発（再掲）

◎

消費者行政センターのホームページに適宜情報を掲載した他、「かわさき消費生活メールマガジン」により、消費生活相談事例、消費生活関連情報、講座やイベント等の情報を適宜配信した。

ア 配信回数

(ア) 定期配信（1か月に1回） 12回

(イ) 号外配信 13回

イ 登録者数（令和6年4月1日現在）

2,718件



訪問販売お断り!!啓発用シール

③ 学校・若年者

◎

(1) 消費者としての児童生徒の育成（教育委員会事務局総合教育センター）

消費者教育の内容を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の学習に取り入れ、実験・調査・ロールプレイングなどの体験的・実践的な活動を通して、物や資源を大切にすることでなく、有効に活用する方法やより望ましい価値判断をし、行動することができる児童生徒の育成を目指し、指導の充実に努めた。GIGA 端末に対応した消費者教育のためのデジタル教材（消費者行政センター作成）の活用について小・中・高等学校の先生方へ周知した。

また、市内小学校では、教育課程研究会（参加者1回目127名、2回目123名）、中学校では家庭科の教員を中心に教育課程研究会（参加者1回目46名、2回目45名）や高等学校では各教科等研究協議会（参加者1回目13名、2回目14名）において、学習指導要領の小学校家庭科、中学校技術・家庭科（家庭分野）の「消費生活・環境」、高等学校家庭科「持続可能な消費生活・環境」の内容の周知を図った。

(2) 消費者市民社会に関する学生向け講座等の実施（経済労働局消費者行政センター）

◎

ア 夏休み親子向け消費者教育講座の実施

小学生を対象とし、エシカル消費や金融、経済等をテーマとした講座を3回開催し、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育を実施した。

(ア) 開催日：a 令和5年8月10日（木）

b 令和5年8月22日（火）午前／午後

(イ) テーマ：a 「おこづかいゲーム」で楽しくお金のことを学ぼう&オリジナル貯金箱作り

b 川崎日航ホテルで「チョコレートを通じてSDGsを学ぶ」&チョコレート作り体験

(ウ) 会場：a 川崎市総合自治会館

b 川崎日航ホテル

(エ) 参加者：a 39名

b 65名／63名

イ GIGAスクール端末に対応したデジタル教材の利用促進

令和3年度に市内の小学5年生及び中学3年生向けに作成したかわさきGIGAスクール端末に対応した消費者教育のためのデジタル教材について、市内小中学校へのチラシ周知を行い、学校での利用を促進した。

(ア) 小学生向け教材 a 「小学生から！かしこい消費者になろう」（デジタル版）

(イ) 中学生向け教材 a 「かしこい消費者になろう」（デジタル版）

b 「カモ診断テスト」（デジタル版）

(3) 教育機関等に対する啓発の実施（経済労働局消費者行政センター）

◎

市立中学校3年生に中学生向けリーフレットを配布するとともに、全中学校に「学生版消費生活安心ガイド」を配布した。

ア 中学生向けリーフレット「かしこい消費者になろう」（3年生全員） 10,650部

イ 「学生版消費生活安心ガイド」（市立中学校52校 1クラス1冊ずつ） 1,005部

(4) 成年年齢引下げに伴う若者を対象とした啓発動画の放映（経済労働局消費者行政センター）

◎

ア 市内の映画館（3施設）で12月22日～4週間、動画広告を実施

イ 川崎市二十歳を祝うつどい（令和6年1月8日）では、令和4年度に作成した成年年齢引下げ広報動画を放映

令和5年度の実績

実績
評価

(5) 消費者市民社会に関する講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
 暮らしのセミナーで、消費者市民社会やSDGsに関連したメニューを設置し、消費者市民社会の普及を促進することとしている。

◎

(6) 職場体験の実施（経済労働局消費者行政センター）
 明治学院大学とインターンシップ実施に関する協定を締結し、実習生2名に対し消費者行政に対する理解を深めてもらうことにより、消費者教育を推進した。

◎

(7) イベント等による消費者教育の実施（経済労働局消費者行政センター）
 「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」に参加し、若者に対して被害の未然防止を呼び掛けた。

◎

- ア ポスター 200枚
- イ リーフレット データ作成のみ（HPでの広報）

(8) 環境配慮を目指した「エコ・クッキング」講座の実施（環境局減量推進課）
 地球に美味しい「エコ・クッキング」講座

◎

- ア 開催 1校（田島小学校）
- イ 参加 70名

(9) 社会科副読本の作成（環境局減量推進課）
 デジタル版「くらしとごみ」を更新し市内小学校等で閲覧できるようにした。

◎

(10) 出前ごみスクール等による環境教育・環境学習の実施（環境局減量推進課）
 出前ごみスクール 168回

◎

④ 職域・事業者

(1) 市内企業の従業員等への講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
 企業の学習会及び研修会等に消費生活に関する専門家を講師として派遣し、労働者への消費者教育を推進した。

◎

実施回数 1回

(2) 事業者向けエコドライブ啓発の推進（環境局地域環境共創課）
 トラック向けエコドライブ講習会

◎

- ア 対面開催 令和6年2月2日（金）
- イ 動画配信 令和6年2月9日（金）～令和6年3月1日（金）
- ウ 参加者 106名（対面、動画配信合計）

◎

(3) 事業活動における地球温暖化対策等啓発の実施（環境局脱炭素戦略推進室）
 脱炭素社会の構築を目指した取組として、省エネ・節電等をはじめとした環境配慮行動を実践する市内事業者等への表彰制度やこれらの優れた取組を発信すること等により、「スマートライフスタイル」への転換を促進し、CO₂削減、地球温暖化対策を推進した。

V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進

令和5年度の実績

実績
評価

- (4) 事業系一般廃棄物の減量化等に向けた指導（環境局減量推進課）
事業者への協力の要請（令和6年3月現在）

	対象事業者数	減量等計画書提出事業所数
多量排出事業者	363	327
準多量排出事業者	795	579
計	1,158	906

- (5) エコショップ制度、リユース・リサイクルショップ制度の拡充（環境局減量推進課）

ア 川崎市エコショップ制度の拡充

エコショップ認定店

585店舗（3商店街含む）（令和6年3月現在）

イ 川崎市リユース・リサイクルショップ制度の拡充

リユース・リサイクルショップ認定店 54店舗（令和6年3月現在）

- (6) 食品廃棄物のリデュース・リサイクルの推進（環境局減量推進課）

食品ロス削減協力店制度の拡充

食品ロス削減協力認定店 686店舗（令和6年3月現在）

- (7) 消費者志向経営の普及啓発（経済労働局消費者行政センター）

事業者に向けたSDGsに貢献する消費者志向経営に関する情報を関係部局と連携し、イベント等で広く広報した。また、事業者向けの講師派遣に向けて関係各所へヒアリング等を行い、消費者志向経営の考え方を普及した。

3 地域の消費者教育の担い手の育成及び多様な主体間の連携

① 担い手の育成

- (1) 消費者教育の担い手の育成に向けた講座の実施（経済労働局消費者行政センター）

ア 消費者問題の関心を高め、地域における見守り等を行う消費者教育の担い手を育成するため、消費生活サポーター養成講座を2日程にわたり実施した。

(ア) 開催日：a 令和5年12月7日（木）／b 令和5年12月15日（金）

(イ) 会場：川崎市総合自治会館大議室

(ウ) 実施方法：対面、オンライン、後日YouTube配信

(エ) 参加者：38名（2日程参加で修了）

イ サポーター既登録者に向けて、最新の消費生活トラブル等の知識を向上させるため、消費生活サポーターフォローアップ講座を2回開催した。

(ア) 開催日：a 令和5年11月17日（金）／b 令和6年1月16日（火）

(イ) 会場：川崎市総合自治会館大議室

(ウ) 実施方法：対面、オンライン、後日YouTube配信

(エ) 参加者：a 43名／b 36名

ウ 地域の高齢者等に対する見守り意識を喚起するため、訪問販売お断りシール1,500枚を作成し、サポーター等を通じて配布した。

- (2) 消費生活相談員の研修支援（経済労働局消費者行政センター）

弁護士から専門的な助言を受けるため、研修会を定期的で開催する等、消費生活相談員の資質の向上に努めた。

令和5年度の実績

実績
評価

- ア レベルアップ研修 (※再掲)
 - (ア) 弁護士を講師とする研修会 3回
 - (イ) 靈感商法を含む悪質商法等に関する弁護士を講師とする研修会 2回
 - (ウ) レベルアップ研修 2回

- (3) 消費生活eモニターに対する研修の実施 (経済労働局消費者行政センター) ◎

消費生活eモニターを公募し、消費生活に関する意見・提案、くらしの中の情報を聴取するとともに、アンケート調査等を実施し、消費生活における各種知識の普及・啓発及び消費者リーダーを育成

 - ア 登録人数 76名 (令和5年 消費生活eモニター31名)
(令和4年 消費生活eモニター31名)
(令和3年 消費生活eモニター15名)
 - イ 任 期 約3年

- (4) 学校における消費者教育の担い手の育成 (教育委員会事務局総合教育センター) ◎

要請訪問や教育課程研究会等において、消費者教育の課題と現状を把握し、授業研究等の充実を図った。

小学校では、各校で「めざそう買物名人 (物やお金の使い方)」という題材で商品の選び方や金銭の計画的な使い方を考え、消費者としての自覚をもてる児童の育成をめざした。

中学校では、各校で消費者の権利と責任、消費者トラブル、情報の整理など実生活を想定した授業内容で消費生活に関心をもち、自立できる生徒の育成を目指し、授業を行った。

高等学校では、「成年年齢引き下げ後の若年者への消費者教育推進方針—消費者教育の実践・定着プラン—」に基づき「社会への扉」を活用した消費者教育の推進を促した。

- (5) 廃棄物減量指導員制度との連携 (環境局減量推進課) ◎
 - ア 廃棄物減量指導員 1,824名 (令和6年3月現在)
 - イ 活動状況実績
 - (ア) ごみ減量に係る普及啓発活動
 - (イ) 資源集団回収等のリサイクル活動への参加及び協力
 - (ウ) ごみの分別排出方法や排出日の遵守について
 - (エ) 地域住民の廃棄物行政に関する意見、要望連絡等の情報提供及びアンケートへの協力
 - (オ) 各区廃棄物減量指導員連絡協議会への出席

- (6) 環境教育の担い手の育成 (環境局企画課) ◎
 - 地域環境リーダー育成講座
 - 地域や職場で環境保全活動等を率先して行うことのできる人材の育成
 - ア 実施期間 6月～10月 (全8回)
 - イ 講座修了者数 17名

- (7) 食に関する地域活動等の担い手の育成 (健康福祉局保健医療政策部健康増進担当) ◎
 - 「第4期川崎市食育推進計画」目標達成のための取組
 - ア 各区役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)、健康福祉局保健医療政策部健康増進担当等でバランスのよい食生活普及等のための講習会の開催
 - イ 食に関するボランティア養成及び活動支援の実施

② 多様な主体との連携及び育成

- (1) 地域団体等との連携に向けた講座等の実施（経済労働局消費者行政センター）【再掲】 ◎
 地域の高齢者等を消費者被害から守ることを目的に、地域包括支援センター等高齢者を見守る側を対象とした講座を実施し、消費者行政センターに寄せられた消費者相談の事例、問題点、課題について説明し、関係機関との連携を図った。
 開催実績
 ア 開催場所： 各区役所等
 イ 参加者： 各区職員、地域包括支援センター職員、警察官、民生委員、高齢者住宅相談員
 ウ 開催回数： 10回
- (2) 消費者団体・生活協同組合等の育成及び連携の推進（経済労働局消費者行政センター） ◎
 ア 消費者団体の育成
 (ア) 消費生活展での活動状況の紹介 7団体
 (イ) 講師派遣 4回
 (ウ) 消費者団体連絡会の開催 1回
 (エ) 消費者団体への情報提供 適宜
 (オ) 消費者行政センター研修室の貸出 3回
 イ 生活協同組合の育成
 届出・申請・総代会終了届 4件
- (3) 多様な主体との連携による地球温暖化対策等啓発の実施（環境局脱炭素戦略推進室） ◎
 市民、事業者、行政等多様な主体が連携し、「川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）」等を通じて、地球温暖化対策を推進した。
 川崎市地球温暖化防止活動推進センター・地球温暖化防止活動推進員と連携・協働して、グリーンコンシューマー活動、省エネの推進、再生可能エネルギーの普及等に関する実践活動を推進した。
 再生可能エネルギーの普及促進やエネルギーに関する今後の進展等について、市民・事業者等に周知活動を実施した。
 ア 出前講座の実施回数
 市内小学校 69回
 イ 多様な主体との連携による普及啓発活動
 普及啓発イベント等出展 5回
- (4) 食の安全に関する情報の提供（経済労働局消費者行政センター） ◎
 冊子「食生活と安全」の発行 650部
- (5) 関係団体等とのネットワークの構築（健康福祉局保健医療政策部健康増進担当） ◎
 ア 川崎市食育推進会議・食育推進会議部会
 (ア) 川崎市食育推進会議の開催 1回
 (イ) 川崎市食育推進会議部会の開催 2回
 イ 区食育推進分科会
 (ア) 区食育推進分科会 各区 2回

令和5年度の実績

実績
評価

◎

(6) 資源集団回収に向けた連携の推進（環境局減量推進課）

回収量

合計 32,138 トン

(内訳)

古紙類 31,172 トン

古布類 965 トン

空びん類 1 トン



消費生活に関するリーフレット、冊子



てるみ～にゃPRアニメ動画



冊子「食生活と安全」



各種イベント 案内チラシ



VI 消費者支援協定

1 消費者支援協定の締結（経済労働局消費者行政センター）

(1) 洗濯用粉石けんの安定供給に関する消費者支援協定

- ア 協定先 市内スーパー、生活協同組合
- イ 協定店舗 8社42店舗
- ウ 普及啓発 「消費者行政センターのしおり」や冊子、ホームページに掲載

項目	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
42店舗	6	5	7	6	8	5	4	1

◎

(2) 家庭用電気製品の修理に関する消費者支援協定

- ア 協定先 川崎電機商業組合 北・中・南支部
- イ 協定店舗 10社54店舗
- ウ 普及啓発 「消費者行政センターのしおり」や冊子、ホームページに掲載

項目	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
54店舗	14	7	12	3	5	3	3	7

◎

(3) 上下水道の水回り工事に関する消費者支援協定

- ア 協定先 川崎市管工事業協同組合
- イ 協定店舗 113事業者
- ウ 普及啓発 「消費者行政センターのしおり」や冊子、ホームページに掲載

項目	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
113社	21	18	18	17	15	14	10

◎

(4) 住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する協定

- ア 協定先 一般公募により選定した事業者
- イ 協定店舗 95事業者
- ウ 普及啓発 「消費者行政センターのしおり」や冊子、ホームページに掲載

項目	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
95店舗	19	17	19	14	9	10	5	2

◎

(5) 葬儀における消費者トラブルの防止に関する協定

- ア 協定先 3団体
 - (ア) 特定非営利活動法人 お葬式情報案内センター
 - (イ) 特定非営利活動法人 マイエリア あさがお葬儀社紹介センター
 - (ウ) 川崎葬祭具協同組合
- イ 普及啓発 「消費者行政センターのしおり」や冊子、ホームページに掲載



消費者支援協定締結店へ配布したステッカー

◎



VII 施策推進のための行政体制の充実

1 消費者意見の反映（経済労働局消費者行政センター）

(1) 川崎市消費者行政推進委員会

ア 第1回 令和5年7月12日（水）

議 題

(ア) 令和5年度消費者行政事業概要について

(イ) 令和4年度消費生活相談年報について

イ 第2回 令和6年1月22日（月）

議 題

(ア) 令和5年度啓発事業の報告

(イ) 令和5年度上半期消費生活相談の傾向について

ウ 第3回 令和6年3月18日（月）

議 題

(ア) 令和6年度予算について

(イ) 令和5年度苦情処理部会の報告について

(2) 消費生活eモニターの育成

ア 令和3年度消費生活eモニター 15名

モニターアンケート 1回

イ 令和4年度消費者eモニター 31名

モニターアンケート 2回

ウ 令和5年度消費者eモニター 31名

モニターアンケート 5回

(3) 川崎市食の安全確保対策懇談会の運営

令和6年1月26日（金）開催

議 題

ア 「令和6年度川崎市食品衛生監視指導計画」（案）について

イ 「食生活と安全」（案）について

(4) 市長への申出

市長への申出はなかった。

◎

◎

◎

◎

Ⅶ 施策推進のための行政体制の充実

令和５年度の実績		実績 評価
2 消費者行政の円滑な推進（経済労働局消費者行政センター）		◎
(1) 庁内関係局との連携 多重債務者関係連絡会・研修会 令和6年2月15日（木）		
(2) 関係行政機関及び団体との連携強化 消費者行政担当省庁、都道府県、政令指定都市との情報交換を書面等にて行った。 主な会議 ア 消費者行政ブロック会議（関東ブロック） イ 全国消費生活センター所長会議 ウ 都道府県等消費者行政担当課長会議 エ 関東甲信越ブロック消費生活センター所長会議 オ 市町村消費生活行政担当課長会議 カ 大都市消費者行政担当部課長連絡会議 キ 南関東ブロック消費者センター商品テスト担当者会議 ク P I O－N E T運営連絡会議 ケ 関東電気通信消費者支援連絡会		◎
(3) 権限の委任及び移譲等に対する執行体制の整備 国からの事務権限の委任や委譲の調査に対し、庁内で調整した。		◎